Information 総務課

広野町の復興・創生にあなたの力を貸してください。

令和３年度広野町「会計年度任用職員」募集

広野町会計年度任用職員募集要領

令和３年度（令和３年４月１日採用）の広野町会計年度任用職員を下記のとおり公募します。

●応募資格

公用車運転手、保育教諭、調理師、栄養士、管理栄養士については、採用日時点で資格（任用資格）を有する者または取得見込みの者

●募集内容

【フルタイム】

職　種	予定人員
事務補助	17名
公用車運転手	１名
放射線相談室長	１名
介護支援専門員	１名
栄養士（要資格）	１名
保育教諭（要資格）	３名
保育補助	５名
看護師	１名
調理師（要資格）	１名
給食調理員	２名
学校用務員	２名
給食放射線測定員	１名

【パートタイム】

職　種	予定人員
事務補助	３名
夜間管理人	１名
保育教諭（要資格）	２名
給食調理員	１名

●選考方法

書類審査および面接

●任用期間

令和３年４月１日～令和４年３月31日

※継続任用あり

●身分

地方公務員法第22条の２第１項に規定する会計年度任用職員となります。

一般職の地方公務員として地方公務員法が適用され、条件付採用や人事評価などの対象となります。また、法令等および上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、職務上知り得た秘密を守る義務、職務専念義務などが適用され、懲戒処分などの対象となります。

●勤務時間

・フルタイム

月～金　午前８時30分～午後５時15分

（休憩時間は正午～午後１時）

※１　役場本庁以外の勤務場所の場合、勤務時間が異なる場合があります。

※２　公用車運転手は、土日祝日勤務となる場合があります。

・パートタイム

月～金　午前８時～午後６時の間で７時間45分以内（シフトなどにより決定）

※１　休憩時間は、勤務時間よって異なります。

※２　夜間管理人は、午後５時～午後８時30分となります。

●給料・休暇

・会計年度任用職員の給与の決定および支給に関する規則

・会計年度任用職員の勤務時間・休暇に関する規則

●保険など

任用期間、勤務時間などにより、社会保険、雇用保険に加入していただきます。

●申込期間

令和３年２月１日（月）～２月26日（金）の午前８時30分～午後５時15分総務課で随時受け付けます。※土日祝日を除く

●申込手続

「会計年度任用職員任用申込書」に必要事項を記入の上お申し込みください。

申込書は総務課窓口で直接受け取るか、本町ホームページよりダウンロードしてください。

●その他

新規採用の場合は、内定後に「健康診断書」の提出を求めます。

問 広野町　総務課　☎0240-27-2111

Information 健康福祉課

障害者手帳などの交付を受けていない方でも

障害者控除を受けられる場合があることをご存じですか

所得税や町県民税について、満65歳以上で介護保険要介護認定者などの場合は、身体障害者手帳などの交付を受けていない人でも障がい者に準じるものとして控除を受けられる場合があります。

この場合、確定申告の際に「障害者控除対象者認定書」を提示する必要がありますので、対象となる人は健康福祉課で交付を受けてください。また、要介護度の高い人は、身体障害者手帳などを持っている人であっても、手帳よりも障害者控除対象者認定書を提示する方が有利になる場合があります。

●障害者控除対象者認定書について

次の⑴および⑵のいずれにも該当される場合、本人またはその扶養者に対し証明書を交付いたします。

⑴令和２年12月31日現在、広野町に住民登録している人

⑵満65歳以上の人で次の①または②に該当する人

①介護保険認定者で下表の「判断基準」を満たしている人

②６か月以上寝たきり状態で複雑な介護を要する人

※障害者控除対象者認定の「判断基準」

要介護認定資料の「主治医意見書」の記載情報をもとに、次に示す判断基準によって認定します。

控除区分	判断基準
障害者控除	障害高齢者の日常生活自立度が「Ａ」以上の人　または 認知症高齢者の日常生活自立度が「Ⅱ」以上の人
特別障害者控除	障害高齢者の日常生活自立度が「Ｂ」以上の人　または 認知症高齢者の日常生活自立度が「Ⅳ」または「M」の人

●認定書の交付について

「障害者控除対象者認定申請書」に必要事項をご記入のうえ、広野町健康福祉課に郵送するか、または健康福祉課窓口（役場１階３番窓口）へ直接提出してください。郵便により申請される場合は、「切手を貼付した返信用封筒」と「申請者の身分証明書のコピー」の同封が必要です。

なお、申請書は健康福祉課窓口で配付するほか、広野町ホームページから印刷することもできます。

また、閉庁日（土日祝日）は窓口での交付はできませんので、ご注意ください。

問 広野町　健康福祉課　☎0240-27-2113

Information 健康福祉課

住所や氏名などが変わったときは

「変更の届出」を忘れずにお手続きください

障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）をお持ちの方で、引っ越しや結婚などにより住所や氏名などが変わられた際は、法令により「変更の届出」が必要です。

手帳の記載内容を確認いただき、実際の住所・氏名と異なる場合は、お手数ですが**お住まいの市区町村の障害福祉担当課（広野町においては健康福祉課）にて「変更の届出」の手続きをされますようお願いいたします。**

今後、障害者手帳のうち身体障害者手帳と精神障害者保健福祉手帳については、マイナンバーを使った情報連携ができるようになりますので、手帳情報の正確な登録につきましてご協力をお願いします。

問 広野町　健康福祉課　☎0240-27-2113

議会の録画映像を配信しています！

インターネットで議会の録画映像を配信しています。
パソコンやスマートフォンなどでご覧いただけますので、ぜひご利用ください。

URL：http://hirono.k-quick.net/

新型コロナウイルス接触確認アプリのインストールをお願いします。

自分をまもり、大切な人をまもり、地域と社会を守るために、接触確認アプリをインストールしましょう。

厚生労働省
新型コロナウイルス接触確認アプリ（略称：COCOA）

iPhoneはこちら　Androidはこちら